

宇美八幡宮の本殿・拝殿及び幣殿・神門の3件について、国の文化審議会は、7月18日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国登録有形文化財（建造物）に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

県内では、宇美八幡宮の建造物3件の他、福岡市の福岡縣護国神社の建造物11件の計14件が答申されています。

今回答申された登録有形文化財は、全国で新たに130件です。

宇美町内では、 初の国登録有形文化財の誕生！



宇美八幡宮本殿・ほんでん 拝殿及びはいでん 幣殿・へいでん 神門しんもん
国登録有形文化財（建造物）に！！

【国登録有形文化財とは】

建造物などのうち、原則として建設後50年を経過したもので、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもの、以上の条件のいずれかに該当することが登録の基準となります。

平成8年の文化財保護法の改正により、制度化された登録有形文化財は、文化財を幅広く将来に残すために、建造物の内部に規制をかけず、活用しながら守るという緩やかな文化財保護の仕組みです。